

た特定口座（以下この項において「選択口座」という。）を「源泉徴収選択口座」に、「選択口座」を「源泉徴収選択口座」に改め、「又は第二項」を削り、「第三十七条の十三第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「選択口座」を「源泉徴収選択口座」に、「選択口座を」を「源泉徴収選択口座を」に改める。

第三十七条の十二第一項中「第三十七条の十第十項第五号」を「第三十七条の十第七項第五号」に改め、同条第四項中「第十項」を「第七項」に、「同条第十項第三号」を「同条第七項第三号」に改める。

第三十七条の十二の二第一項中「次条第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同条第四項中「第十項」を「第七項」に、「第七項」を「第五項」に改め、「及び第二項」を削り、同条第六項を次のように改める。

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号八(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

第三十七条の十三を次のように改める。

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)

第三十七条の十三 平成十五年四月一日以後に、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七條の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社(以下この條から第三十七條の十三の三までに於いて「特定中小会社」という。)の設立の際に發行された株式又はその設立の日後に發行された当該特定中小会社の株式(以下この條から第三十七條の十三の三までに於いて「特定株式」という。)を払込み(これらの株式の發行に際してするものに限る。以下この條から第三十七條の十三の三までに於いて同じ。)により取得(第二十九條の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この條から第三十七條の十三の三までに於いて同じ。)をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次條及び第三十七條の十三の三において同じ。)が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七條の十第一項の規定の適用については、政令で定めるところに

より、その年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）が当該合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額）を控除する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象特定株式の取得に要した金額、適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十三の次に次の二条を加える。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第三十七条の十三の二 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日の前日までの期間（第五項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が終了したこと。

二 前号に掲げる事実に類する事実として政令で定めるもの

2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申

告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 確定申告書（第七項において準用する第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百一十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に

(同条第四項に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)」と、「第一項の確定申告書」とあるのは「同条第四項の確定申告書」と、同条第四項中「第一項の規定の適用がある場合における」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合における」と、「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額若しくは同法第三十七条の十三の二第五項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)」に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

7 第三十七条の十二の二第五項の規定は、その年の翌年以後において第四項の規定の適用を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の」と、「譲渡損失の繰越控除」の」とあるのは「譲渡損失の繰越控除」又は第三十七条の十三の二第四項(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)の」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第二項」と、「その他の」とあるのは「同法第三十七条の十三の二第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金

額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の」と、「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、」（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項）とあるのは「及び特定株式に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の二第四項）と、「」を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「」を除く」と読み替えるものとする。

8 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第四項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三 特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
の間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る
特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第
二項に規定する上場等の日（以下この項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取
得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有
していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後三年
以内に行われる譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを
除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対す
るものに限る。以下この項において同じ。）をした場合における同条第一項の規定の適用については、
当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式
等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項及び第五項において
「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第二項の規定の適用については、同項中「当該

株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十三の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

3 第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、その適用を受ける特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四の二第一項中「特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされている同項に規定する特定

口座」を「源泉徴収選択口座」に、「選択口座」を「源泉徴収選択口座」に、「信用取引」を「信用取引等」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中「私募証券投資信託（同項第五号に規定する私募証券投資信託をいう。次号において同じ。）以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。同号において同じ。）を「公社債投資信託」に、「第八条の二第一項第二号」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同項第二号中「私募証券投資信託以外の証券投資信託」を「公社債投資信託」に、「公募証券投資信託等」を「公社債投資信託等」に、「第八条の二第一項第三号」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項第二号中「公募証券投資信託等」を「公社債投資信託等」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第三十九条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項」に、「課税価格（同法第十九条）」を「課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十条の十八まで）」に、「同条の」を「これらの」に改める。

第四十条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第一項後段の承認の手續その他同項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の四第三項第一号中「限る。」の下に、「当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第四十一条第一項中「第七項まで」を「この項から第八項まで」に、「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第八項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の三項を加える。

8 第一項の規定の適用を受けていた居住者が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）をその者の居住の用に供しなくなつたことにより同項の規定の適用を受けられなくなつた後、当該家屋を再びその者の居住の用に供した場合における同項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後六年間（同項に規定する六年間をいう。）の各年のうち、その者が当該家屋を再び居住の用に

供した日の属する年（その年において、当該家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は当該家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。

9 前項の規定は、同項の居住者が、同項の家屋をその居住の用に供しなくなる日までに同項に規定する事由その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（次条第五項の規定により同項の証明書（これに類するものとして財務省令で定める書類を含む。）の交付を受けている場合には、当該証明書のうち同日の属する年以後の各年分に係るものの添付があるものに限る。）を当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しており、かつ、前項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、前項の届出書の提出がなかつた場合又は再居住に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情がある

と認めるときは、当該届出書及び再居住に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第八項の規定を適用する。

第四十一条の五第六項第四号を次のように改める。

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

第四十一条の十二第二項中「国内において」を削り、同条第六項中「規定する公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を、「(公益信託)」の下に「又は加入者保護信託」を加え、同条第九項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第十二条第二項又は第十三条第一項の規定により発行される国債

第四十一条の十二第九項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第六条第一項又は第二項ただし書の規定により発行される国債

第四十一条の十二第十二項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第十八項中「第六十八条の二第六項」を「第六十七条の十七第八項」に改める。

第四十一条の十四の見出しを「（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」に改め、同条第一項中「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条を「次の各号に掲げる取引をし、かつ、当該各号に掲げる取引（以下この条及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済（以下この条及び次条）」に、「商品先物取引による」を「先物取引による」に、「商品先物取引に係る雑所得等」を「先物取引に係る雑所得等」に、「商品先物取引に係る課税雑所得等」を「先物取引に係る課

税雑所得等」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成十三年四月一日以後に行う商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号、第三項及び第四項において「商品先物取引」という。）当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引、同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（以下この号、第三項及び第四項において「有価証券先物取引等」という。）当該有価証券先物取引等の決済（当該有価証券先物取引等に係る有価証券の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第四十一条の十四第二項中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第三項中「適用期間内に商品先物取引」を「先物取引」に、「に係る商品先物取引」を「に係る先物取引」に改め、「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加え、「当該商品先物取引」を「当該先物取引」に改め、同項第一号中「その商品先物取引の委託」を「委託により商品先物取引」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」

に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 委託により有価証券先物取引等をした場合 当該有価証券先物取引等の委託を受けた証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この号において同じ。）の営業所の長（有価証券先物取引等の委託の取次ぎにより当該証券業者に当該有価証券先物取引等の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた証券業者の営業所又は証券取引法第六十五条第一項ただし書に規定する銀行の営業所の長）

第四十一条の第十四第四項中「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加え、「適用期間内に」を削り、「行つた商品先物取引」の下に「又は有価証券先物取引等」を加え、「当該居住者」を「当該商品先物取引又は有価証券先物取引等について、それぞれ当該居住者」に、「又は約定価格等」を「若しくは約定価格等」に改め、「をいう。」の下に「又は有価証券先物取引等の種類、数量及び対価の額若しくは約定指数（証券取引法第二条第十八項に規定する約定指数をいう。）若しくは約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）」を加え、「商品先物取引」を「先物取引」に改め、「その商品先物取引」の下に「又は有価証券先物取引等」を加え、同条第五項中「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加

え、「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第七項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第四十一条の十九第二項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の二十第一項」に改め、同条を第四十一条の二十とする。

第四十一条の十八中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第三項」に改め、同条を第四十一条の十九とする。

第四十一条の十七第四項及び第五項中「第四十一条の十七第二項」を「第四十一条の十八第二項」に改め、同条を第四十一条の十八とする。

第四十一条の十六第二項の表中「第四十一条の十六第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条を第四十一条の十七とする。

第四十一条の十五第三項の表の第八十五条第三項、第百八十七条、第百九十条第二号八、第百九十四条第一項第三号及び第百九十四条第一項第五号の項中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同表の別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)の項中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の十五第一項」を

「第四十一条の十」を「四」に改め、同条を第四十一条の十六とする。

第四十一条の十四の次に次の一条を加える。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第四十一条の十五 確定申告書(第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。)を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、前条第一項後段の規定にかかわらず、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に、先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金

額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該差金等決済をした日の属する年の前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用がある場合における前条（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5 所得税法第二百二十三条第一項（第二号を除く。）（同法第六十六条において準用する場合を含む